

「議案第74号 川崎市住民投票条例の制定について」に対する修正案

「議案第74号 川崎市住民投票条例の制定について」の一部を次のように修正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(必要な措置)

- 2 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例に関連する法制度の動向、この条例による住民投票の実施状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。

提 案 理 由

この条例の施行後適当な時期において、必要な措置を講ずるため修正するものである。